

募集要項等への質問に対する回答

令和5年10月30日 箕面市交通政策室

項番	項目	質疑事項	回答
1	募集要項 P1 2 施設の概要 収容 台数	記載されている収容台数について、運営後に自動二輪の需要が少なく原付の需要が多かった場合など、車の種類の収容台数の変更は可能でしょうか。またそれに伴い何か費用は発生しますか。	収容台数については、利用状況に応じて市と協議のうえ変更することが可能です。なお、それに伴う駐輪ラックを増加減少させる費用、区画線の引き直しにかかる費用、エリア範囲変更に伴う車止め配置変更費用等、変更に伴う費用については、指定管理者側でご負担いただきます。
2	募集要項 P2 (3) 利用料金	利用料金について、設定できる上限金額を、自転車、原付、自動二輪のそれぞれ一時利用、定期利用(一カ月・三カ月)の9種類をご教示下さい。	上限は設けていませんが、近傍駐輪場や市立駐輪場で設定している料金を参考にしてください。 (市立駐輪場ホームページ) https://www.city.minoh.lg.jp/koutuu/jitensha.html
3	募集要項 P2 (3) 利用料金	減免に関して、定期利用のみとすることは可能でしょうか。 <u>また想定する減免の数の割合をご教示下さい。</u>	減免は一時利用にも適用してください。なお、箕面市立箕面駅前駐輪場における、令和4年度中に減免した割合は、自転車で約0.7%、原動機付自転車で約2.7%でした。

項番	項目	質疑事項	回答
4	募集要項 P9 第 3 自主事業の提案	「指定管理業務以外のため、指定管理の収支には算定はされず、独自財源により実施するとともに、収入は独自収入となる。」とありますが、様式 15 の収支計画書には一緒に記入する欄があります。こちらに記入してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	募集要項 P14 3 応募に関する事 (1)応募書類	このページに記載の提出部数について、様式集の提出書類記載要領に記載されている提出部数と相違があるが、どちらを正にすれば良いかご教示ください。	募集要項に記載の原本 1 部、副本 10 部（審査結果通知用の封筒は 1 枚）各提案書類のデータを格納した電子媒体（CD-R 又は DVD-R）1 枚の提出をお願いします。
6	募集要項 P14 3 応募に関する事 ② キ 駐輪場管理に係る事業計画書	事業計画書の記載内容をご教示下さい。④～⑱が事業計画書に当たるという解釈でよろしいでしょうか。もし違う場合はご提示頂かないと、何について記載すれば良いのかわからない為、応募者毎に異なった内容になってしまいます。	「事業計画書」として求める主だった項目を例示（別紙 7）しますので、ご参照ください。

項番	項目	質疑事項	回答
7	募集要項 P14 3 応募に関する事 (1)応募書類 ⑪	「配置予定従事者の業務実績及び国家資格等並びに専門知識」とあるが、事業者選定後に従事者を採用する予定ですので、現状で有している資格等は分かりかねる状況です。この場合の記載内容についてご教示ください。	募集要項を修正しています。 （今回求める様式から削除しています）
8	箕面市立かやの第一・第二・第三駐輪場及び仮設駐輪場を一体的に運営する事業者の指定管理者等募集要項に関する様式集提出書類記載要領 3 提出部数等 (3)	「ページ数を通し番号で」とあるが、様式 1 から様式 17 までを通して付けるのでしょうか。その場合様式 1-1 で提出する添付資料のア～ケやその他の添付資料に関しては、独自の様式の書類の為、ページが統一で付けられず見づらくなることから、様式がある書類に対しての通し番号でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

項番	項目	質疑事項	回答
9	募集要項 P14 3 応募に関する事 (1)応募書類 様 式 15 について	こちらの word と excel の記載内容の違いを ご教示ください。どちらか一つを選択して使 用という解釈でよろしいでしょうか。	様式 15 の Word の様式は必須とし、その欄 に全て示していただいても構いませんが、欄中 を「別紙のとおり」とし、様式 15-1、15 -2、15-3、または任意様式で別紙を作成 し、添付いただいても構いません。
10	募集要項 P14 3 応募に関する事 (1)応募書類につ いて（様式 15-1 エクセル）	※2 とありますが内容がありません。内容を ご教示下さい。	様式 16 にかかる事業の支出があれば金額を 計上してください。
11	募集要項 P14 3 応募に関する事 (1)応募書類	様式 1-1 (6) に「財産目録」との記載があ りますが pp14-15 記載の「応募書類」には、 その記載がありません。添付が必要ですか。	募集要項を訂正しましたので、申請書に財産 目録を添付をしてください。
12	募集要項 P14 3 応募に関する事 (1)応募書類	様式 1-1 (6) に「貸借対照表」とございま すが、当社決算書類を pp14-15 記載「オ」の収 支決算書類または 様式 4 いずれに添付す るのが宜しいでしょうか。もしくは様式 3 以 降に引用箇所について添付を求められていま すので不要ですか。	「箕面市立駐輪場指定管理者申込書」に添付を 求める「団体の事業報告書及び収支決算書（令 和 2 年度～令和 4 年度分）」として「貸借対照 表」を添付いただき、その決算書で様式 4 以 降に引用した箇所をわかるように示していただ ければ構いません。

項番	項目	質疑事項	回答
13	募集要項 P14 3 応募に関する事 (1)応募書類	様式 1-1 (7) 団体事業の概要が分かる書類として「様式 2 団体の概要」で宜しいですか 別途「会社パンフレット」なども求められますか	問題ありません。なお、様式 2 に「別紙のとおり」と記載して、会社パンフレットを添付いただいても構いません。
14	募集要項 P18 (4)指定管理業務 の引き継ぎにつ いて	「施設及び設備についての全てが性能及び機能を発揮でき、著しい損傷が無い状態で引き継ぐものとする。また耐用年数を経過する施設及び設備に対しては、適切に修繕等による機能の更新を実施した上で引き継ぐものとする。」とあるが、新規の施設が3年で性能及び機能を発揮できない状況をご教示ください。その状況で発生する瑕疵は指定管理者でなく、建設会社が負うものではないでしょうか。また3年で耐用年数を経過する施設及び設備についても全てご教示ください。これらの大規模修繕等を指定管理者の責任で行うとなると、これだけで数千万の費用を見込む必要がある為、収支の算出が非常に難しい状況となります。	設備機器で対応年数が3年未満のものはありません。 なお、令和5年10月16日に要求水準書を修正していますので、ご確認ください。

項番	項目	質疑事項	回答
15	募集要項別紙 1 人員配置について	供用開始日から3カ月、混雑期以外については最適な配置について提案事項とあるが、障害者に対する減免対応は設置予定の機器で対応可能かご教示ください。機器の性能によっては無人対応が可能でしょうか。	設置予定の機器では無人での減免対応できません。 WEBで定期を申請されるかたは申請時に利用料金減免手続きを行いますので、更新時も引き続き減免を適用した更新が可能です。
16	募集要項別紙 2 支出の考え方	「指定管理施設の支出見込額には、仮設駐輪場の管理運営費を含めないこと」とあるが、収益は含めてよろしいか。また仮設駐輪場の管理運営費はどこかに記載する必要があるかご教示ください。	お見込みのとおり、仮設駐輪場の収益は、「その他」の収入とし、指定管理の収支に含めてください。仮設駐輪場の運営費については、記載する必要ありません。
17	要求水準 3 施 設設備	収容台数について、定期利用と一時利用の内訳をご教示ください。利用料金を算出する上で必須の内容になります。	収容台数での定期利用と一時利用の内訳制限を設けません。
18	要求水準 3 施 設設備	定期受付機、定期更新機の仕様についてご教示ください。インターネットの対応が可能かなど、またシステムの利用料が発生する場合はその料金についてご教示ください。仮に機器がインターネットでの受付に対応していない場合、インターネットからの受付が可能なシステムを一から全て作成する必要があるという認識でよろしいでしょうか。費用の算出に必須の内容になりますので、詳細をご教	定期受付機は別紙1、定期更新期は別紙2の仕様です。これらはインターネット対応可となっております。なお、システムの利用料としてはクラウドサービス（120,900円/月）とその他通信費等が発生します。

		示ください。	
項番	項目	質疑事項	回答
19	要求水準 3 施設設備	一時利用者に発券される券種によって費用が異なりますので、入口発券機の仕様についてご教示ください。	第一駐輪場の発券機については別紙3、第二・三駐輪場の発券機については別紙4をご覧ください。なお、第一駐輪場に設置予定の機器については、現在メーカー選定中のため、同等品以上としてお考えください。
20	要求水準 3 施設設備	精算機の仕様についてご教示ください。現金のみの対応なのかどうか、ランニングコストやキャッシュレス決済手数料など、支出の試算に重要な内容になります。	第一駐輪場の精算機については別紙3、第二・三駐輪場の精算機については別紙5、別紙6をご覧ください。支払方法については、現金、電子マネー、非接触ICクレジット、2次元コードの対応可の仕様です。 なお、第一駐輪場に設置予定の機器については、現在メーカー選定中のため、同等品以上としてお考えください。
21	要求水準 3 施設設備	「通信設備は必要に応じて指定管理者において手配すること」とあるが、電話回線、ネット回線それぞれ管理事務所までの配線は完了しているという認識で間違いありませんか。また設置される機器やネットワークカメラは、指定管理者でネット回線を準備しなくても使用できるという認識でよろしいでしょ	電話回線、ネット回線の配線は共に指定管理者が必要に応じて手配するようお願いいたします。 ネットワークカメラについて第一駐輪場はネット回線用の空配管を整備します。第二・三駐輪場のネットワークカメラについてはSDカードタイプのため、ネット回線は不要です。

項番	項目	質疑事項	回答
		うか。	
22	要求水準 3 施設設備	駐輪場管制機器設備で利用者の入出場管理を行うとあるが、一日ごとに入退場の台数や一時利用の台数等が確認できると認識してよろしいか。またその機能がない場合どのように把握すれば良いかご教示ください。	入退場の台数及び一時利用の台数は管理用パソコン（パソコンは設備に含む）で確認することが可能です。
23	要求水準 3 施設設備	定期利用者が入退場時にゲートで使用するのは交通系 IC カードでしょうか。それとも独自の規格のカードでしょうか。独自の規格のカードの場合は利用者へ無償で配布するのでしょうか。またそのカードの単価をご教示ください。支出に必要な項目になります。	交通系 IC カードです。
24	要求水準 8 指定期間終了に当たっての引き継ぎ業務	建物の瑕疵担保責任(契約不適合責任)の期間をご教示ください。また瑕疵担保責任の範囲に含まれている内容が記載されていると読み取れますが、指定管理者の業務の範囲を精査して改めてご教示ください。	建物の契約不適合責任の期間は2年です。 なお、令和5年10月16日に要求水準書を修正していますので、ご確認ください。
25	要求水準 (3)清掃業務 イ 定期清掃	定期清掃とは何を想定されているのかご教示ください。	日常清掃では行えない、地下駐輪場の床面清掃、発券機、精算機、ゲートバーの水拭きを想定しています。

項番	項目	質疑事項	回答
26	要求水準 (3)清掃業務 ②外構清掃	要求水準 (3)清掃業務 ②外構清掃 落ち葉と記載がありますが、施設内に樹木があるのでしょうか。ある場合は植栽の管理も必要になるということでしょうか。	駐輪場内に樹木を設ける予定はありませんが、プランター等の植栽を設ける可能性はあります。なお、外構清掃は、風雨による外構に入った落葉やごみの除去を想定しています。
27	要求水準 第3 6 業務範囲 (2)設備保守管理 業務	①駐輪場管制設備 点検設備について、詳細仕様を開示願います。 保守点検の見積もり取得に必要です。 ②電気設備 官庁検査とはどのような検査なのでしょうか。	(第一駐輪場) 駐輪券発行機は別紙3、事前精算機は公募で既に配布済み資料をご覧ください。なお、第一駐輪場に設置予定の機器については、現在メーカー選定中のため、同等品以上としてお考えください。 (第二・三駐輪場) 駐輪券発券機は別紙4、事前精算機は別紙6をご覧ください。 官庁検査は法定点検を想定し、第一駐輪場内の消防設備(自動火災報知設備)があります。 各種誘導灯及び監視装置は配付資料のとおりです。

項番	項目	質疑事項	回答
28	要求水準 第3 6 業務範囲 (6)備品等維持管理業務	必要な消耗品全ての仕様・使用頻度（購入頻度）、購入単価ご教示願います。	<p>第一駐輪場に設置予定の駐輪機器については別紙3で示した機器と同等以上の導入を進めているところです。</p> <p>第二・三駐輪場の機器の消耗品は以下に示した同等程度以上のものを使用してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インクリボン(定期シール込み)…NR57PET35 ・領収証ロール紙(領収書・ジャーナル)…TP5880-N ・駐車券ロール紙(一時駐車券)…TG58×200 <p>なお、購入単価は指定管理者において見積をお願いします。</p>
29	要求水準 第4 (5) 要求水準ウ	「施設及び保管自転車等に関し問題が生じたときは、指定管理者の責任のもとに対処すること」とあります。通常、駐輪場の指定管理者は駐輪場所の提供のみで、保管する自転車に対する損害等の責任まで負う事は有りませんが、どのような対処を必要とされているのでしょうか。	<p>駐輪する自転車の所有者からの苦情等の第一次対応を行い、損害補償までは負っていただく必要はないと考えていますが、運営管理上の瑕疵など、指定管理者の責に帰すべき事由により、本市又は第三者（利用者等）に損害を与えた場合には、指定管理者において賠償責任を負っていただくこととなります。</p>

項番	項目	質疑事項	回答
30	選定基準	指定管理者選定基準についてご教示ください。	別紙8をご参照ください。(別紙8の詳細は10/31に掲載します)